

人事制度の見直しと組織名称の変更に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について

1. はじめに

(1) 人事制度の見直し

現行の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）では、発電用原子炉主任技術者（以下「炉主任」という。）を「特別管理職A級以上」の者から選任することとしている。

人事制度の見直しに伴い、令和4年の当社株主総会開催日（例年6月下旬）から特別管理職の職級名称を変更する予定である。

(2) 組織名称の変更

令和4年7月1日付で、燃料部と電力取引部を統合し、「エネルギー取引部」とする予定である。統合、名称変更後、保安に関する組織である燃料部の原子燃料チームの業務分掌及び職務は、全てエネルギー取引部の原子燃料チームに引き継がれる。

(3) 記載の適正化

第27条（計測及び制御装置）の一部で、「冷温停止」の記載であるべきところ、「低温停止」と記載されている箇所がある。

上記の変更のため、保安規定を変更する必要がある。

2. 保安規定の変更内容

以下のとおり、保安規定の記載を見直す。

(1) 人事制度の見直し

現行（第8条3）	変更案（第8条3）
3 原子炉主任技術者は <u>特別管理職A級以上</u> とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。	3 原子炉主任技術者は <u>特別管理職 経営職以上</u> とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。

(2) 組織名称の変更

- ・「燃料部」 ⇒ 「エネルギー取引部」
- ・「燃料部長」 ⇒ 「エネルギー取引部長」

(3) 記載の適正化

- ・「低温停止」 ⇒ 「冷温停止」

3. 保安規定変更認可申請時期

保安規定変更認可申請は令和4年2月下旬から3月上旬に行う予定である。

4. 現在申請中の案件

現在、当社は新規制基準に係る案件を申請中（平成26年8月12日申請）であるが、本案件を優先して審査をお願いしたい。

以 上